

健発 0210 第 2 号
令和 5 年 2 月 10 日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 13 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の初回接種（以下「初回接種」という。）の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
- ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNAワクチン(SARS-CoV-2)（令和3年5月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 33 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）を 20 日以上の間隔において2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- (2) 新型コロナ予防接種の第一期追加接種（以下「第一期追加接種」という。）の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
- ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNAワクチン(SARS-CoV-2)（令和3年5月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）を初回接種の終了後3月以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとする方法
- (3) 新型コロナ予防接種の第二期追加接種の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
- ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNAワクチン(SARS-CoV-2)（令和3年5月 21 日に法第

14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を第一期追加接種の終了後3月以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、令和5年2月12日から施行するものとする。

改 正 後	附 則	(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)	改 正 前
第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	一 (略)	第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の
(削る)	一 (略)	初回接種)	

○厚生労働省令第十三号
　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一條の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のようく定める。
　令和五年二月十日
　厚生労働大臣 加藤 勝信

　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令
　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第一一七号）附則第二項において「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次のように改正する。

2 二〇四 (略)

2 (略)

第八条 新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)
防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 (略)

(削る)

二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・二ミリリットルとする方法

2
品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を二十日以上との間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

3
三 (略)
三 (略)

2
第八条 新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)

二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

